二　法第二十三条の二の五第十一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとするときの調査　次に掲げる額の合計額
イ　五万四百円（法第二十三条の二の五第十一項において準用する同条第八項の規定による調査にあっては、零円）に、(1)又は(2)に掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額を加算した額
(1)　前号イ(1)に掲げる医療機器　十四万五千六百円
(2)　前号イ(3)に掲げる医療機器　八万九千四百円
ロ　(1)から(4)までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額
(1)　前号ロ(1)に掲げる製造所　四万五千円
(2)　前号ロ(2)に掲げる製造所　六万千三百円
(3)　前号ロ(3)に掲げる製造所又は同号ロ(5)に掲げる製造所若しくは製造所以外の施設　五万三千百円
(4)　前号ロ(4)に掲げる製造所　五万三千円
三　法第二十三条の二の五第六項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間を経過するごとの調査　次に掲げる額の合計額
イ　五万四百円（法第二十三条の二の五第八項の規定による調査にあっては、零円）に、(1)又は(2)に掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額を加算した額
(1)　第一号イ(1)に掲げる医療機器　十七万六千九百円
(2)　第一号イ(3)に掲げる医療機器　十万四千四百円
ロ　(1)から(5)までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額
(1)　第一号ロ(1)に掲げる製造所　四万八千百円
(2)　第一号ロ(2)に掲げる製造所　六万八千百円
(3)　第一号ロ(3)に掲げる製造所　五万六千円
(4)　第一号ロ(4)に掲げる製造所　五万五千七百円
(5)　第一号ロ(5)に掲げる製造所又は製造所以外の施設　五万三千二百円

第三十四条第一項第一号イ中「十五万二千三百円」を「十五万九千九百円」に改め、同号ロ中「十一万四千七百円」を「十二万四百円」に改め、同項第二号イ中「十万二百円」を「十万五千二百円」に改め、同号ロ中「五万六千九百円」を「五万九千七百円」に改め、同条第二項第一号イ中「十三万七千百円」を「十四万三千九百円」に改め、同号ロ中「五万九千七百円」を「六万二千六百円」に改め、同項第二号イ中「六万六千四百円」を「六万九千七百円」に改め、同項第三号イ中「六万六千四百円」を「六万九千七百円」に改める。

第三十五条第一項第一号イ中「千八十八万千七百円」を「千二百七十八万六千円」に改め、同号ロ中「五百四十四万六千六百円」を「六百三十九万九千七百円」に改め、同号ハ中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同項第二号イ中「五百四十四万六千六百円」を「六百三十九万九千七百円」に改め、同号ロ中「百十八万千三百円」を「百三十八万八千円」に改め、同条第二項第一号中「八十五万四千三百円」を「百万三千八百円」に改め、同項第二号イ中「八十五万四千三百円」を「百万三千八百円」に改め、同号ロ中「三万八千二百円」を「四万四千八百円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百十二万千四百円」を「二百四十九万二千六百円」に改め、同号ロ中「二百三十四万七千九百円」を「二百七十五万八千七百円」に改め、同項第二号イ中「六十五万三千四百円」を「七十六万七千七百円」に改め、同号ロ中「九十四万四千七百円」を「百十一万百円」に改め、同項第三号イ中「六十二万八千五百円」を「七十三万八千四百円」に改め、同号ロ中「九十七万六千百円」を「百十四万六千九百円」に改め、同条第五項第一号イ中「七十六万九百円」を「八十七万五千円」に改め、同号ロ中「九十六万二百円」を「百十万四千二百円」に改め、同項第二号イ中「六万五千六百円」を「七万五千四百円」に改め、同号ロ中「八万七千四百円」を「十万二百円」に改め、同項第三号イ(1)中「四十四万八千五百円」を「八十七万五千円」に、「三万千四百円」を「三万六千百円」に改め、同号イ(2)中「五十七万百円」を「百十万四千二百円」に、「三万千四百円」を「三万六千百円」に改め、同号ロ(1)中「二十六万五千九百円」を「三十万五千七百円」に、「六千九百円」を「七千九百円」に改め、同号ロ(2)中「三十四万七千八百円」を「三十九万九千九百円」に改め、同条第六項第一号イ中「六万五千六百円」を「七万五千四百円」に改め、同号ロ中「八万七千二百円」を「十万二百円」に改め、同項第二号イ中「二十六万五千九百円」を「三十万五千七百円」に、「六千九百円」を「七千九百円」に改め、同号ロ中「三十四万七千八百円」を「三十九万九千九百円」に、「六千九百円」を「七千九百円」に改め、同条第九項中「五十万四千四百円」を「五十九万二千六百円」に改め、同条第十項第一号中「六十四万二千四百円」を「七十五万四千八百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百十二万千四百円」を「二百四十九万二千六百円」に改め、同号イ(2)中「二百三十四万七千九百円」を「二百七十五万八千七百円」に改め、同号ロ(1)中「六十二万八千五百円」を「七十三万八千四百円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十三号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に、「第四十四条の三―第四十四条の八」を「第四十四条の二―第四十四条の七」に改める。

第一条の二第一項中「第六条の三第一項」を「第六条の三第一項第一号」に改め、「法第二十七条第一項第三号に掲げる措置のうち」を削り、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項」を「第六条の三第一項第一号」に改め、「、義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち」を削り、「法第三十三条の六第一項」を「同条第一項」に、「援助及び生活指導並びに就業の支援」を「児童自立生活援助」に改める。

第二十四条第三号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十九条中「第六条の四第一項」を「第六条の四第三号」に改める。

第四十二条第四号中「又は第三項」を削る。

第四十四条を削る。